

○ 厚生労働省
国土交通省 令第一号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第七十条の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

厚生労働大臣 根本 匠

国土交通大臣 石井 啓一

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年 国土労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法)</p> <p>第十条 住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行者に<u>対し、商号、名称又は氏名並びに当該委託に係る届出住宅の所在地及び届出番号を通知しなければならない。</u></p> <p>(条例の制定の際の市町村の意見聴取)</p> <p>第十四条 都道府県が法第十八条の規定に基づく条例を定めようとする場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の意見を聴くよう努めなければならない。</p> <p>(削る)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法)</p> <p>第十条 住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行者に<u>対し、届出番号を通知しなければならない。</u></p> <p>(条例の制定の際の市町村の意見聴取)</p> <p>第十四条 都道府県は、法第十八条の規定に基づく条例を定めようとするときは、あらかじめ、当該条例の案を当該都道府県の区域内の市町村に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による送付を受けた市町村は、都道府県に意見を述べようとするときは、都道府県が指定する期日までに意見を提出するものとする。</p>

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。